

「令和２年度旧上瀬谷通信施設地区土地区画整理事業換地設計等業務委託」  
受託候補者特定に係る実施要領

(趣旨)

第１条 「令和２年度旧上瀬谷通信施設地区土地区画整理事業換地設計等業務委託」の受託候補者をプロポーザル方式により特定する場合の手続き等については、横浜市委託に関するプロポーザル実施取扱要綱（以下「実施要綱」という。）に定めがあるもののほか、この実施要領に定めるものとする。

(実施の公表)

第２条 実施の公表にあたっては、実施要領、提案書作成要領、提案書評価基準及び業務説明資料により、次の各号に掲げる事項について明示するものとする。

- (1) 当該業務の概要等
- (2) プロポーザルの手続き
- (3) プロポーザルの作成書式及び記載上の留意事項
- (4) 評価委員会及び評価に関する事項
- (5) その他必要と認める事項

(提案書の内容)

第３条 提案書は、次の各号に掲げる事項について作成するものとし、様式などは別に定める。

- (1) 業務実績
- (2) 当該業務の実施方針（業務実施体制、予定技術者の経歴等）
- (3) 当該業務の実施方針について
- (4) その他当該業務に必要な事項

(評価)

第４条 プロポーザルを特定するための評価事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 業務実施体制
  - (2) 民間土地所有者の意向に柔軟な対応ができる換地手法となっているか
  - (3) 国有地や市有地の換地について有利な提案ができているか
  - (4) 事業全体のマネジメントを行う重要性を理解した提案となっているか
  - (5) 事業を進める上での留意事項を整理できているか
  - (6) 具体的な事業の推進計画の提案がなされているか
  - (7) 取組意欲の感じられる提案であるか
  - (8) 本業務への理解度及び専門技術力はあるか
  - (9) ワークライフバランスに関する取組
- ２ プロポーザルの評価にあたって、提案者にヒアリングを行うものとする。
- ３ 提案書の内容及びヒアリング結果を基に、当該業務に最も適した者を特定する。
- ４ 特定、非特定に関わらず、各々の提案者の評価結果については、その提案者に通知する。

(プロポーザル評価委員会)

第5条 評価委員会は、次の各号に定める事項について、その業務を行う。

- (1) 提案書の評価
- (2) 評価の着眼点、評価項目及びそのウエイト並びに評価基準の確認
- (3) 評価の集計及び報告
- (4) ヒアリング

2 評価委員会には委員長、副委員長及び委員を置き、次のとおりとする。

委員長 都市整備局副局長  
副委員長 都市整備局総務部総務課長  
委員 都市整備局企画部企画課長  
都市整備局市街地整備部市街地整備調整課長  
都市整備局市街地整備部市街地整備推進課長  
都市整備局上瀬谷整備・国際園芸博覧会推進室上瀬谷整備推進部  
上瀬谷整備推進課長  
道路局計画調整部企画課長  
環境創造局政策調整部政策課みどり政策調整担当課長

3 委員長に事故等があり、欠けたときには、副委員長がその職務を代理する。

4 評価委員会は、委員の5分の4以上の出席がなければ開くことができない。

5 委員長は、評価結果を都市整備局第一入札参加資格審査・業者選定委員会に報告するものとする。

(評価結果の審査)

第6条 評価委員会から評価結果の報告があったときは、選定委員会において、次の事項について審査する。

- (1) 評価委員の採点が適正に行われたこと
- (2) 評価委員会の審議及び採点の集計等が適正に行われたこと
- (3) 評価結果に関し、必要事項以外に公表する事項の選定
- (4) 特定、非特定結果通知書に記載する理由
- (5) その他必要な事項

附則

この要領は、令和2年4月27日から施行する。